買換資産の取得価額等の明細書

税務署
受付印

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

申請者

令和＿＿年＿＿月＿＿日提出　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

租税特別措置法施行令　第40条の７の８第21項
第40条の７の10第18項　の規定による承認申請に係る買換資産の取得価額等は、下記のとおりです。

贈与者又は被相続人	住所		氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日			令和　　年　　月　　日	

譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種類		宅地等　・　建物　・　減価償却資産
	名称		
	所在場所		
	面積		
	贈与 相続（遺贈）の時の価額	①	円
	譲渡等の年月日		令和　　年　　月　　日
	譲渡の対価の額	②	円

取得をした事業用資産	種類		宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	合　計
	名称				
	所在場所				
	面積				
	取得年月日		令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日	
	取得対価	③	円	円	円
	取得に要した費用の額	④	円	円	円
	取得価額（③＋④）	⑤	円	円	A　円
	買入先　住所又は所在地				
	買入先　氏名又は名称				
譲渡の対価の額(②)のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額		⑥			円
事業の用に供されなくなった部分（①×(②－⑥)/②）		⑦			円
特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額		⑧	（B×⑤/A）　円	（B×⑤/A）　円	B（①－⑦）　円

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	（確　認）	入　力	確　認	納税猶予整理番号
	年　月　日				

（資 12⑥－21－Ａ４統一）　（令 6.6）

記載方法等

この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から１年以内に買換資産の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から１年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第 23 条の８の８第 11 項（同令第 23 条の８の９第８項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。

なお、その譲渡の対価の額のうち、その１年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から２か月を経過する日に猶予期限が確定します。

１　この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の６の８第５項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の７の10第18項」の文字を、相続税の納税猶予について同法第70条の６の10第５項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の７の８第21項」の文字を横線で抹消してください。

２　「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。

３　「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。

⑵　「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。

⑶　「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。

⑷　事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。

４　「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額の合計額（A）が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額の合計額（A）が②の金額未満である場合には、⑤の金額の合計額（A）を記載してください。

５　「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記２から４までに記載した事項に基づいて記載してください。

６　各事業用資産の⑧欄の金額の計算上、１円未満の端数が生じた場合には、各事業用資産の⑧欄の合計額が「合計」の⑧欄の金額（B）と一致するよう調整をしてください。

７　譲渡をした特例（受贈）事業用資産が２以上ある場合において、その譲渡対価がいずれの買換資産の取得価額に充てられたかは、この明細書を提出する者の任意によります。

この場合における「取得をした事業用資産」の「取得対価（③）」欄及び「取得に要した費用の額（④）」欄の記載については、この明細書に係る譲渡をした特例（受贈）事業用資産に対応する金額とともに、それぞれの総額を括弧書きで記載してください。